

改正

平成18年2月23日教育委員会告示第11号

平成20年3月13日教育委員会告示第10号

平成27年3月26日教育委員会告示第8号

清須市私立高等学校授業料等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、私立高等学校等に在籍する者に対して授業料等の補助を行うことにより公私立高校間における保護者負担の格差是正を図り、もって教育の機会均等の原則を確保し、併せて私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この告示による授業料等の補助を受けることができる者は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人の設置する高等学校及び高等専門学校又は同法第2条第2項に規定する専修学校の高等課程に在籍する者のうち、当該年度の市町村民税の課税総所得金額の世帯の合計金額が410万円以下のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この告示による授業料等の補助を受けることができない。

- (1) 授業料等の補助を受けようとする学年度の10月1日において前項に規定する各学校に在籍しない者
- (2) 授業料等の補助を受けようとする学年度の10月1日において対象者の保護者が本市に住所を有しない者
- (3) 私立高等学校等の通信制の課程及び各種学校に在籍する者
- (4) 私立高等学校等における特待生で授業料等の納付を全額免除されている者
- (5) 私立高等学校等に3年を超えて在籍している者

(補助の額)

第3条 補助金の額は、年額18,000円とする。ただし、対象者が当該年度分として私立高等学校等に納付すべき授業料等が補助金額に満たないときは、その納付すべき額とする。

2 前項の授業料等とは、授業料、入学金、教育充実費、諸会費、施設設備費など対象者が負担する学納金をいう。ただし、他の制度により充当されているときは、学納金より差し引いたものと

する。

(補助の方法)

第4条 授業料等の補助は、申請に基づいて行う。

2 前項の申請は、対象者の保護者が補助を受けようとする学年度の10月1日から10月31日までに、私立高等学校授業料等補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)を清須市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出することにより行わなければならない。ただし、教育委員会が適当と認めた場合は、補助を受けようとする学年度の3月31日まで提出日を延長することができる。

(交付決定)

第5条 教育委員会は、申請書を審査し、私立高等学校授業料等補助金交付決定通知書(第2号様式)又は私立高等学校授業料等補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(返還等)

第6条 教育委員会は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、その者が既に受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(異動の届出)

第7条 申請者は、交付決定通知書を受け取った後に、対象者又はその保護者が次の各号のいずれかに該当することになった場合、速やかにその旨を書面により教育委員会に届け出なければならない。

(1) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。

(2) 住所に異動があったとき。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年7月7日から施行する。

附 則(平成18年2月23日教育委員会告示第11号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月13日教育委員会告示第10号)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

2 この告示の施行のために必要な準備行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。

- 3 この告示による改正後の清須市私立高等学校授業料補助金交付要綱第3条の規定は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の中欄に掲げる学年に在籍する者について適用し、同表の右欄に掲げる学年に在籍する者については、なお従前の例による。

平成21年度	第1学年	第2学年及び第3学年
平成22年度	第1学年及び第2学年	第3学年
平成23年度以降	全学年	

附 則（平成27年3月26日教育委員会告示第8号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）